

エネクス電力株式会社「(仮称)胎内第二風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年6月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)胎内第二風力発電事業環境影響評価方法書について、エネクス電力株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、新潟県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県胎内市荒井浜及び桃崎浜
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大18,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 6月 1日
環境大臣意見受理	平成29年 8月 8日
経済産業大臣意見発出	平成29年 8月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 12月25日
住民意見の概要等受理	平成31年 3月 6日
新潟県知事意見受理	令和 元年 5月28日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年 6月20日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

エネクス電力株式会社株式会社「(仮称)胎内第二風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 本方法書においては、風力発電設備の配置や規模、工事計画など事業計画の詳細が明らかになっていないことから、これらを確定させた上で、必要に応じて環境影響評価項目を追加し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 昆虫類の重要な種としてリストアップされるアラメエンマコガネは、海岸砂地の植生付近で見つかっており、調査対象地域でも生息の可能性があることから、典型性の注目種として選定するタヌキの生態の調査過程において糞に集まる昆虫類を採取するなど、本種の生息の確認に留意し調査すること。

(新潟県知事からの意見書の写しを添付)